

～キラリと光るまち ひのちょう～
広報 ひの おしらせ版
 2019年1月4日号
 No. 658

■発行・編集 日野町役場 企画政策課
 ■電話 (0859)72-0332 ■FAX (0859)72-1484
 ■ホームページ <http://www.town.hino.tottori.jp/>
 ■電子メール info@town.hino.tottori.jp

除雪

本格的な冬を迎え、積雪が心配される時期となりました。朝の通勤・通学のため、早朝の除雪が必要となります。除雪車の音や振動があると思われますが、ご理解をお願いします。

また、機械で除雪を行うと、必ず家の前に雪が残ります。各自で取り除いてくださいますよう、ご協力をお願いします。



【問合せ先】役場建設水道課（電話 72-0350）

【住民課からのお知らせ】

機械・器具など、償却資産は申告が必要です

会社や個人で工場・商店・農業などを営んでいる人が、事業のために使う機械・器具・備品などの資産（償却資産）を所有している場合は、毎年1月1日現在所有している償却資産の内容（新規購入・破棄など）を所在市町村へ申告することになっています（太陽光発電設備を設置し、売電している場合には、償却資産の対象となることがありますので、お問い合わせください）。

対象外の償却資産 ▼耐用年数1年未満▼取得価格が10万円未満

▼自動車税や軽自動車税の課税対象となる車や小型特殊自動車など
提出期限 1月31日（木）

問合せ先 役場住民課 担当 飛田（電話 72-0333）

【そのほかのお知らせ】

リバーサイドひの期間限定！ 広いお風呂でゆったりしませんか？

リバーサイドでは、町民の皆さん限定で、入浴施設を無料開放しています。ぜひ、ご利用ください。

対象期間 1月11日、18日、25日の毎週金曜日

入浴時間 午後5時～午後7時30分（最終受付：午後7時）

その他 夜に施設内のレストランを利用した人には、曜日に関係な

く無料で入浴が可能です。※リバーサイドひのを利用した全ての人を対象

問合せ先 リバーサイドひの（電話 77-0333）

1月10日は「110番の日」

110番は、緊急事態の発生時に警察官を現場に派遣するための緊急電話です。緊急性のない相談などで110番回線がふさがってしまうと、一刻を争う事件や事故の届け出を受けることができなくなります。

警察に対する相談や要望などは、**警察総合相談電話（# 9110）**または**黒坂警察署（電話 74-0110）**へ連絡してください。皆さんの適正な110番の利用をお願いします。

雪おろし などでお困りのときは…

町から協力要請をしている業者の一覧です。料金は有償となります。雪おろしなどを依頼される場合は、それぞれの相談窓口または業者と相談のうえ、依頼してください。【問合せ先】役場総務課（電話 72-0331）

○日野町建設業協会 相談窓口：稲田組（電話72- 1245）

（加盟業者）
 ・稲田組 72-1245 ・中村建設 72-0016 ・高橋建設 72-0128
 ・原明建設 74-0020 ・佐伯建設 72-0070

○日野町建築協会 相談窓口：ナギラ建築（電話72- 1329）、池座建築（電話090- 7507- 3956）

○鳥取日野森林組合（電話72- 0066） ※倒木処理など（料金は状況による）

○上記以外の業者 ・遠藤工務店 72-0285 ・西村建築事務所 090-6840-8954
 ・宮脇鉄工所 72-1098 ・日野建築工務店 72-0666

【作業料金】

※上記の料金は、目安の金額です。状況により変わりますので、業者とご相談ください。

作業内容または使用機器	単位	1時間あたりの費用
人力での除雪（雪かき）	1人	2,500円
人力での除雪（屋根からの雪下ろし）	1人	3,000円
ミニパワーショベルなどの操縦者派遣	1人	2,500円
ミニパワーショベル（除雪作業）	1台	2,000円
台車によるミニパワーショベルなどの移送		実費
2トンドンプ（雪の回収）	1台	1,500円
4トンドンプ（雪の回収）	1台	2,000円

もっと住みやすく

たて・なおし

日野町移住・定住促進
住宅整備費補助金

補助金

制度を改正
しました。

& もっと使いやすく



若年世帯であれば
移住者・町内在住

関係なく、

新築・購入・改修に
補助が受けられます。

<改正のポイント>

※ただし、補助には条件があります。下記をご覧ください。

町では、これまで町民向けに設けていた「日野町移住・定住促進住宅整備費補助金」と移住者・空き家所有者向けに設けていた「日野町移住者向け住宅整備費補助金」を一本化。特に若年世帯に手厚い制度とし、若年世帯であれば移住者・町内在住者関係なく利用できる制度に見直しました。若い力で日野町を盛り上げてもらえるよう期待を込めています。ぜひ、この制度を活用ください。

日野町移住・定住促進住宅整備費補助金 (通称：たて・なおし補助金)

<制度の概要>

日野町に定住する目的で住宅（空き家を含む）を新築、購入または改修する場合および空き家所有者が移住者または若年世帯へ貸し出しを目的に改修を行う場合、その住宅の新築、購入または改修に必要な費用の一部を助成します。

<対象者> 次のいずれかの条件に該当する人

- ① 3年以上町外に居住し、町内に転入を予定している人または転入後3年を経過していない人
- ② 若年世帯に当たる人 ※若年世帯…夫婦の両方あるいはいずれか一方が40歳未満、または、中学生以下の子を扶養する世帯
- ③ 日野町空き家情報（日野町空き家バンク）に登録している空き家所有者で、移住者または若年世帯を受け入れるために改修を行う人

<補助率> 補助対象事業にかかる費用の1/2が対象となります。

▼若年世帯の人 … 上限150万円 ▼それ以外の人 … 上限100万円

ありがとう、
日野町サン…。
さっそく家族で
移住よ～！



やったね！これで
少しは日野町に
興味を持って
くれたかなあ？



移住定住に関すること

各種補助制度や移住定住に関することは、コチラまで。移住定住コーディネーターがあなたの“ひの暮らし”をサポートします。担当：役場企画政策課 / 電話：0859-72-0332